

サークル活動要項 (パンチキック練習会)

※2023 年 9 月改定

【 開催要項など 】

開催日時：毎週火曜または水曜日、および 金曜または土曜日

18：00 ～ 20：50

開催場所：利府総合体育館 または リフノス

対象者： ①心身ともに健康な女性や10歳以上の小中学生
(10歳以下は応相談)

②次のいずれかの成人男性

- ・ 上記①の方と同伴の方
- ・ スパーリングのできる方 (または習得意欲のある方)
※軽いマssqlスパー程度でも可

持ち物： 軍手、タオル、ドリンクなど

【参加料など】

1 人 1 回当たり 200～800 円 (別途会費表による)

※1ヵ月当りの参加回数などにより変動

※会員外のビジターは都度 800 円

【参加方法など】

- ・ パンチキック練習会に参加するには、まず次のページより申込します。
<https://punch-kick.jimdo.com/参加申込-お問合せ/>
- ・ 各開催の出欠は【調整さん】へ開催日の前日までに入力をお願いします。

【体験参加に当たり】

- ・当愛好会のコンセプトは「笑顔と共助」です。
- ・参加者はみんな協力し合う仲間同士です。
- ・当愛好会の練習会は「稽古」ではなく「フィットネス」という感覚で楽しむものです。
- ・サークル規約第20条関連以外の損害賠償には一切応じられません。
- ・参加者の練習風景などを撮影いたします。

顔出し等がNGの方は事前にお申し出ください。

(撮影したものはWEB上に掲載させていただくことがあります)

【体験参加後について】

- ・入会希望者はその旨ご連絡ください。
- ・諸事情にてやむを得ず入会できないこともございます。
- ・その場合の理由については一切お伝えできませんので予めご了承ください。
- ・練習会費等は月謝制または都度徴収となります。
- ・各種徴収金などについては一切返金には応じられません。

【出欠について】

- ・出欠表【調整さん】には毎週継続して出欠入力をお願いします。
(次回練習会の出欠表はグループLINEに掲載します)
- ・約半月の間、出欠入力の確認できない方は退会扱いとなり得ます。

非常事態の際は【LINE グループ】にその旨を掲載します。

主な注意点

このサークル活動をより合理的に楽しく安心して末永く続けていくため、別紙「サークル規約等」から抜粋したものを含めて下記にまとめました。

- ①参加申込の受理をもって仮入会とみなしますので、規約等に沿って手続きください。
- ②無料で体験参加できるのは、初回の申込日から原則15日以内の1回のみとします。
- ③相互連絡は原則LINEでします。また毎回の出欠確認は「調整さん」でします。
- ④出欠確認表「調整さん」に半月以上に渡り入力のない方は退会扱いとなり得ます。
- ⑤練習はミット打ちなどと共にミット受けもすべての参加者に実践していただきます。
- ⑥お連れの子供さんは走り回ったりなどしないよう注意を促し常に監視をお願いします。
- ⑦参加者の練習風景などを撮影するので顔出し等がNGの方は事前にお申し出ください。
- ⑧本入会するには原則LINEグループへの参加と指定のスポーツ保険料納入が必要です。
- ⑨スパーリングは楽しく有意義に！ルール違反による怪我などは保険の対象外とします。
- ⑩サークル規約第20条関連以外の損害賠償には一切応じられません。
- ⑪サークル規約第11条については過去の事例のもと会員間で個別に連絡先を交換するなどの行為は些細なものであっても一切禁止とします。

仙台パンチキック愛好会

PK練習会時間割り

※2023 年 9 月改定

18:00 初心者の部 (レッスントイム)

ウォーミングアップの後、
ミット打ち&ミット受け など

19:00 経験者の部 (フリースイム)

ミーティングの後、
ミット打ち&ミット受け&スパーリング など

20:40 練習終了

お片付け → ストレッチ → お掃除 → 退場

※ミットなどの貸し出しはその都度 主宰の承諾を得ること！

※グローブなどの貸し出しは1組100円を徴収します(新規1ヵ月は無料)

※スパーリングはお互い楽しめる範囲の打撃力や攻守交代で！

また、カーフキック、三日月蹴り、膝蹴り、肘打ち、足取り(合意はOK)は
禁止とします。(規約違反による怪我などは保険対象外とします)

※上記の時間配分などは臨機応変に対応します。

※リフノスの時は19:50に終了の場合あり。

サークル規約（以下、本規約）

第1条（名称）

本会は、「仙台パンチキック愛好会」（以下、本サークル）、略称を「仙台PK会」と称します。

第2条（所在および事務局）

本サークルの所在および事務局は、「仙台市泉区山の寺 2-11-15 思い出エステート内」へ置く。

第3条（目的）

本サークルは、会員相互の親睦を図り、パンチキック活動を通して皆が笑顔になり心身ともに健康増進することで社会に貢献します。

第4条（活動内容）

本サークルは、前条の目的を達成するために次の活動を行ないます。

1. サークル練習会
2. サークルHP等による情報発信
3. 会員交流会（以下、サークルミーティング）
4. その他、本サークルの目的を達成するために必要な活動

第5条（組織）

本サークルは、以下の者で組織します。

1. 目的に賛同し自発的に参加する者
2. サークル運営に道徳心をもって参加できる者

第6条（会員）

会員とは、第7条の会員登録手続きを経て会員登録した者をいう。

第7条（会員登録）

本サークルへ会員登録するには、本サークル代表または代表代行の指示に従い、以下のすべてを満たすものとします。

1. 必要な個人情報を提供すること（更新時も含む）
2. 本規約等（別途定めるルールなど含む）へ賛同および了解をすること
3. 上記をLINE上にて手続きし、実際にサークル練習会に体験参加すること。
但し、本サークル審査の結果、入会できない場合もございます。
4. 本サークルの指定するスポーツ保険に指定する保険料を支払い加入すること。（更新時も含む）

第8条（会費）

本サークルの会費は原則として別表による月会費制または都度払い制とし、これを各会員から指定された期間内に徴収する。

第9条（会員資格）

会員資格は、毎年4月から1年間とし、毎年3月に会員登録更新するものとする。

第10条（退会）

会員は、申告によって任意に退会できる。

また概ね半月以上、出欠連絡がなかった者は原則一旦退会扱いとする。

ただし、第11条の事由により退会した会員の再登録は原則認めない。

尚、いずれの退会の場合でも本サークルが徴収した金銭等の返金には一切応じられません。

第11条（強制退会）

以下の場合（その恐れがある場合を含む）は本人の意思に関係なく退会させることができる。

1. サークル運営に支障をきたす行為を行なった場合
2. 風紀を乱すなど公序良俗に反する行為を行なった場合
3. 政治や宗教、宗派、教派、教団に関する活動を行なった場合
4. 連鎖販売取引に関する活動など私利を得る行為を行なった場合
5. 本サークル役員の指示に従わず、迷惑行為などを行なった場合
6. サークル代表と代表代行が協議の結果、当該会員の会員資格の継続を認めない場合

第12条（会議）

1. サークルミーティングの実施は不定期とし、必要に応じて開く。
2. サークルミーティングは、本サークル役員の呼びかけにより開く

第13条（サークルミーティング）

サークルミーティングは以下の事項について話し合う

1. サークル運営方針について意見交換
2. 今後の練習会や各種活動について
3. その他、話し合っておくべき事項

第14条（役員）

本サークル運営のために次の役員を置く。

サークル代表 1名（ 小山哲明 ）
同 代表代行 1名（ 小山英輝 ）
庶務会計 1名（ 小山哲明 ）
監 事 2名（ 椎名亮文 菅井由弘 ）

第15条（役員の選出）

役員の選出は、会員の推薦または立候補によって選出し、サークル代表の承認をもって決定する。

第16条（役員の任期）

役員の任期は1年間とする。

臨時役員の任期は選任されたその日から直近の3月31日までとする。

ただし以下の場合には任期中であっても解任することができる。

1. 心身の故障により任務継続が不可能となった場合
2. 退会せざるを得ないとき
3. 会員より不信任案が提出され、サークル代表が承認した場合

第17条（役員の解任）

解任が認められた場合は早急にミーティングを行ない臨時の役員を決める。

第18条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

1. サークルメンバーの管理やWE B関係の運用はサークル代表および代表代行が行なう。
2. サークル代表および代表代行は練習会やミーティングでの進行を務める。
3. 役員は、全員協力しあい、円滑なサークル運営を図る。
4. 役員は、会員相互の意思疎通に努め、会員の意見をサークル運営に反映させるよう務める。
5. 庶務会計は、会場費支払や会費徴収などの資金管理を担う。
6. 監事は、本サークルの運営や会計を監視監査し必要に応じて助言する。

第19条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日までとします。

第20条（事故等の対応）

万が一、サークル練習会に起因する事故等が起こった場合でも各会員の自己責任とし、必要に応じて第7条の4にあるスポーツ保険を適用する。また、参加者互いに相手方に対して損害賠償等を請求しないものとする。但し、故意または重大な過失による事故の場合はこの限りではありません。

第21条（個人情報の取り扱い）

本サークルでは、個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守し、会員の個人情報の保護に万全を尽くします。また、個人情報の管理はサークル内で責任をもって管理します。

第22条（個人情報の収集）

本サークルでは次のような場合に必要な範囲で個人情報を収集することがあります

1. サークルメンバーの登録継続など、サークル運営に必要な場合
2. 本サークルへのお問合せなど

第23条（個人情報の利用目的）

本サークルでは取得した個人情報を第三者に開示または提供することはありません。

ただし、次の場合は除く

1. 会員本人の同意がある場合
2. 警察からの要請など官公署からの要請の場合
3. 法律の適用を受ける場合

第24条（変更・細則）

この規約のほか、本サークルのルール細則などはサークル代表が承認することで変更などができるものとする。なお、規約の見直しは随時行い、変更などがあれば都度、会員に連絡する。

付則

この規約は令和2年1月1日から施行します。（直近の一部改定日 令和5年9月1日）